

川崎市告示第463号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行いましたので、同法第21条の5の2第1項第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年8月6日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社クレシタ	クレシタわたりだ	神奈川県川崎市川崎区渡田４－７－８	児童発達支援	令和８年７月１日	1455000883
株式会社クレシタ	クレシタわたりだ	神奈川県川崎市川崎区渡田４－７－８	放課後等デイサービス	令和８年７月１日	1455000883
社会福祉法人正道会	ピノキオプラス登戸	神奈川県川崎市多摩区生田２－２０－２２ 登戸ベース２階	保育所等訪問支援	令和８年７月１日	1455400638